



健 発 0927 第 2 号
令 和 元 年 9 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第53号）が本日、別紙のとおり公布され、施行されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 1 水痘の定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準として、以下を追加すること（予防接種法施行規則第5条関係）。

症 状	期 間
無菌性髄膜炎（帯状疱疹を伴うものに限る。）	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

- 2 インフルエンザの定期の予防接種等を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準として、以下を追加すること（予防接種法施行規則第5条関係）。

症 状	期 間
急性汎発性発疹性膿疱症	二十八日

- 3 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日

公布の日（令和元年9月27日）